

関係団体の長 様

長野県健康福祉部長
(公印省略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（通知）

このことについて、別添写しのとおり、令和2年4月23日付け生食発0423第1号により、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官から通知がありました。

つきましては、御了知いただくとともに、貴団体の関係者に対する周知について御配慮願います。

なお、今回の改正の要旨は下記のとおりです。

記

1 改正の概要

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、次の農薬等について、食品中の残留基準値が設定された。

| 成分名 | 用途 | 備考 |
|-----------------|-----|------------|
| セトキシジム | 除草剤 | 農薬 |
| ダイアジノン | 殺虫剤 | 農薬及び動物用医薬品 |
| ピフェントリン | 殺虫剤 | 農薬 |
| ブプロフェジン | 殺虫剤 | 農薬 |
| フロニカミド | 殺虫剤 | 農薬 |
| フロルピラウキシフェンベンジル | 除草剤 | 農薬 |

2 適用期日

告示の日から適用される。

ただし、通知中に記載の残留基準値（基準値を引き下げる品目及び農産物で試験に供する検体が改正されたもの）については、告示の日から6月を経過した日から適用される。

長野県健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係
(課長) 吉田 徹也 (担当) 小池 允雅
電 話 026-235-7155(直通)
F A X 026-232-7288
E-mail shokusei@pref.nagano.lg.jp